

【インボイス制度対応】納品伝票・請求書の記入方法

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。弊社定期払業務は指定納品伝票(納品伝票、返品・修正伝票)及び請求書の2つの書類に記入された事項を合わせる事により適格請求書の記入事項を満たすこととなります。

インボイス制度導入後につきましても、指定納品伝票(納品伝票、返品・修正伝票)及び請求書への記入は、従来通りお願いいたします。

ー記ー

1. 納品伝票

- ① 登録番号：適格請求書発行事業者登録番号の記入は任意となります。
(「請求書」への記入が必須です。)
- ② 消費税率：税率毎に伝票を分けて起票してください。
- ③ 品名・金額等：原則、外税金額(本体)と消費税を分けて記入してください。
内税の金額のみ記入のお取引がある場合は、外税金額+消費税に変更していただくか、
③に内税金額、④に内消費税額を記入をしていただきますようお願い致します。
また、1枚の伝票に、内税、外税が混在しないように分けて記入してください。

その他、納品伝票記入事項は従来通りです。

2. 請求書

- ① 登録番号：適格請求書発行事業者登録番号を取得しているお取引先様は記入が必須です。
免税事業者様は、記入しないでください。
- ② 請求合計金額が、納品伝票合計金額と一致しない場合は、端数分の納品伝票または、返品・修正伝票の発行をお願いいたします。
※「返品・修正伝票」が無く、消費税差額を差引する場合のみ、納品伝票を代用いただけます。
その場合、消費税金額の前に△を記入し、消費税差額の納品伝票を起票してください。

その他、請求書記入事項は従来通りです。

3. お問い合わせ先

各事業所 経理課、本社 財務部
URL: <https://www.yamazakipan.co.jp/denpyo/index.html>